地方財政審議会付議(決裁)案件

令和6年2月27日(火)

(案件名)

・令和5年度地方債に係る同意等(二次協議分)について(決裁案件)

(根拠法令は別紙)

自治財政局地方債課 清水地方債管理官 (内線 23392)

【根拠法令】

〇地方財政法 (昭和 23 年法律第 109 号) (抄)

(地方債の協議等)

第5条の3

地方公共団体は、地方債を起こし、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事に協議しなければならない。ただし、軽微な場合その他の総務省令で定める場合は、この限りでない。

11 <u>総務大臣は、第1項の規定による協議における総務大臣の同意</u>並びに 前項に規定する基準の作成及び同項の書類の作成<u>については、地方財政</u> 審議会の意見を聴かなければならない。

(地方債についての関与の特例)

第5条の4

次に掲げる地方公共団体は、地方債を起こし、又は起こそうとし、若 しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更し ようとする場合には、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府 県知事の許可を受けなければならない。この場合においては、前条第1 項の規定による協議又は同条第6項の規定による届出をすることを要 しない。

- 3 経営の状況が悪化した公営企業で次に掲げるものを経営する地方公共団体(第1項各号に掲げるものを除く。)は、当該公営企業に要する経費の財源とする地方債を起こし、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。この場合においては、前条第1項の規定による協議又は同条第6項の規定による届出をすることを要しない。
- 4 普通税(地方消費税、道府県たばこ税、市町村たばこ税、鉱区税、特別土地保有税及び法定外普通税を除く。)の税率のいずれかが標準税率未満である地方公共団体(第1項各号に掲げるものを除く。)は、第5条第5号に規定する経費の財源とする地方債を起こし、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。この場合においては、前条第1項の規定による協議又は同条第6項の規定による届出をすることを要しない。
- 7 <u>総務大臣は、第1項、第3項及び第4項の総務大臣の許可</u>並びに第 1項第4号から第6号までの規定による指定及び第2項の規定による 指定の解除<u>については、地方財政審議会の意見を聴かなければならな</u> い。

〇地方財政法施行令(昭和23年政令第267号)(抄)

(地方債の協議の相手方等)

第2条

- 3 都道府県知事は、法第5条の3第1項の規定による協議において同意 をしようとするときは、当該同意に係る地方債の限度額及び資金につい て、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。
- 5 <u>総務大臣は、第3項の規定による協議における同意については、地方</u> 財政審議会の意見を聴かなければならない。

(地方債の許可手続)

第 21 条

法第5条の4第1項、第3項又は第4項の規定により、地方公共団体が地方債を起こし、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、第2条第1項第1号に掲げる地方公共団体にあっては総務大臣、同項第2号に掲げる地方公共団体にあっては都道府県知事の許可を受けなければならない。

- 3 都道府県知事は、第1項に規定する許可をしようとするときは、当該 許可に係る地方債の限度額及び資金について、あらかじめ総務大臣に協 議し、その同意を得なければならない。
- 5 <u>総務大臣は、第3項に規定する同意については、地方財政審議会の意</u> 見を聴かなければならない。

令和5年度地方債同意等額(2次協議分)について

以下のとおり、地方財政法第5条の3第1項並びに第5条の4第1項、第3項及び第4項又は地方財政 法施行令第2条第3項、第21条第3項の規定に基づき、地方公共団体から協議又は許可申請のあった地 方債について、提出書類を確認の上、同意又は許可を行う。

1. 今回の同意等額について

(単位:億円)

	同意等額
	(2次協議分)
	(A)
通常収支分	(20)
迪市权义力	19,182
東日本	(-)
大震災分	7
総計	(20)
がいロ I	19,189

既同意等額・	合計	地方債計画額	
届出額			
(B)	(A+B)		
(117)	(137)	(265)	
98,369	117,551	111,926	
(-)	(-)	(0)	
10	17	13	
(117)	(137)	(265)	
98,379	117,568	111,939	

- ※1 四捨五入の結果、額が合わない場合がある。
- ※2 () 書きは国の予算等貸付金債であり、外数である。
- ※3 このほか、令和5年度の一次協議に同意等を行った公営企業債(病院事業)において、借入条件を変更(償還年限の延長)する協議等の同意等を行う。

2. 今回同意等を行う主な事業債について

防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債(3,878 億円)

公共事業等債(2,314 億円)、

災害復旧事業債(1,684億円)

3. 今後のスケジュール

○2次協議分:2月28日(水)に同意等予定

○最終協議分: 3月中旬に同意等予定

○最終協議(追加分): 3月下旬に同意等予定

〇 地方債同意等額について(令和5年度 第2次分(当初分))

1 通常収支分 (単位:億円) 既同意等額 地方債計画額 同意等額 合計 計画残額 割合 (第1次分+届出 (1月分まで)) С D/A В D=B+C E=A-D Α 一般会計債 56,684 62,149 11,913 74,062 **▲**17,378 130.79 公 共 事 業 等 15,889 17,410 1,154 18,564 **▲**2,675 116.8% 防災・減災・国土強靱化 皆増 443 67 510 **▲**510 緊急 対策事業 公 営 住 宅 建 設 事 業 1.089 2.038 127 2.165 **▲** 1.076 198.8% 害 復 旧 業 1,126 308 1,122 1,429 **▲**303 126.9% 教育·福祉施設等整備事業 6,237 1,372 7,609 4,108 **▲**3,501 185.2% 学校教育施設等 1,682 2,773 910 3,683 **▲**2,001 219.0% 福 祉 施 設 72 367 606 677 **▲**310 184.6% 一般廃棄物処理 981 1,888 215 2,103 **▲**1,122 214.4% 一般補助施設等 541 576 136 712 **▲**171 131.6% 施設(一般財源化分) 537 434 394 40 103 80.8% 般 単 独 事 業 34,291 27,387 29,624 4,667 $\triangle 6.904$ 125.2% 般 2,485 7.984 473 8,458 **▲**5.973 340.4% 活 地 域 性 化 690 1,080 113 1,193 **▲**503 172.9% 災 策 対 731 140 871 617 114 84.0% 等 地 方 道 路 5,202 403 3,221 5,605 **▲**2,384 174.0% 併 特 例 旧 合 4.800 2.256 661 2.917 1.883 60.8% 急 防 災 • 減 災 5,000 530 4,166 83.3% 3,636 834 公 共 施 設 等 適 正 管 理 4,320 943 5,869 135.9% 4,926 **▲**1,549 緊急自然災害防止対策 4,000 2,722 1,117 3,839 161 96.0% 浚 渫 推 進 784 192 977 123 急 1,100 88.89 素 化 推 進 炭 900 416 120 536 364 59.6% 辺地及び過疎対策事業 5,940 5,320 1,074 6,394 **▲**454 107.6% X 策 540 486 94 580 **4**0 107.4% 地 対 980 策 5,400 4,834 5.814 **▲**414 107.7% 疎 対 公共用地先行取得等事業 345 769 807 38 **▲**462 233.9% 政 改 革 推 進 700 1,578 1,578 **▲**878 225.4% 調 整 100 714 714 **▲**614 714.1% 公営企業債 889 70 27,551 26,591 27,481 99.7% 水 道 事 業 6.035 6,779 181 **▲**925 6.960 115.3% 工業用水道事 業 297 311 312 **▲**15 104.9% 交 通 事 業 1.719 1.471 118 1.588 131 92.4% 電気事業・ガス事業 333 315 319 14 95.9% 港湾整備事 619 568 33 600 19 97.0% 業 病院事業・介護サービス事業 4,598 4.497 200 4.696 **4**98 102.1% 市場事業・と畜場事業 287 204 11 216 71 75.1% 域開発 事 827 940 業 919 113 **▲**21 102.3% 道 事 業 水 12,649 11,544 215 11,758 891 93.0% 下 観光その他事業 95 76 15 91 95.5% (公営企業退職手当債) 臨 時 財 政 対 策 債 9,946 9,370 277 9,647 299 97.0% 当 退 手 債 800 800 国の予算等貸付金債 (265)(117)(20)(137)(128)(51.6%)(265)(117)(20)(137)(128)(51.6%)合 計 94,981 98,110 13,080 111,190 **▲**16,209 117.1% 減 収 補 塡 債 (5 条 分) 60 60 **6**0 皆増 減収補塡債(特例分) 21 皆増 21 **1** 21 換 皆増 債 3 **A** 3 (265)(117)(137)(128)(51.6%)(20)総 計

94.981

98,113

13,161

111,274

▲ 16,293

117.2%

⁽注) 四捨五入の結果、額が合わない場合がある。

⁽注)以下にあげる事業債の同意等額(C)と合計(D)の財政融資の欄には令和4年度補正分の本省繰越を含む。

公共事業等:2億円、防災・減災・国土強靱化緊急対策:48億円、災害復旧:5億円、学校教育施設等整備:165億円、社会福祉施設整備:1億円

一般廃棄物処理:1億円、一般補助施設整備等:7億円、辺地対策:1億円、過疎対策:37億円、水道:5億円、下水道:0.03億円

^{※1} 本省繰越分の地方負担額を対象とするものであり、地方債計画には計上せず、「その他同意等の見込まれる項目」として取り扱っている。

^{※2} 辺地対策事業の令和5年度(当初分)の地方債計画額540億円は、令和5年度(補正(第1号)分)の地方債計画額(追加分)のうち20億円と一体的に運用している。 ※3 過疎対策事業の令和5年度(当初分)の地方債計画額5.400億円は、令和5年度(補正(第1号)分)の地方債計画額(追加分)のうち200億円と一体的に運用している。

2 東日本大震災分 (単位:億円)

			可与主体病				(十二年,1611)
		地方債計画額	既同意等額	同意等額	合計	計画残額	割合
			(第1次分+届出 (1月分まで))				
		Α	В	С	D=B+C	E=A-D	D/A
	一般会計債	10	10	-	10	0.3	96.7%
[公営住宅建設事業	8	8	_	8	▲ 0	100.9%
3	災害復旧事業	1	-	_	_	1	_
	一般補助施設等※※	-	2	_	2	_	皆増
-	- 般 単 独 事 業	1	0.04	-	0	1	3.6%
_	公 営 企 業 債	3	0.2	7	8	▲ 5	250.8%
	k 道 事 業	3	0.2	7	8	▲ 5	250.8%
国	の予算等貸付金債	(1)	(0)	(0)	(0)	(1)	
	/// = I	(1)	(0)	(0)	(0)	(1)	-
	総計	13	10	7	17	▲ 4	132.3%

3 合 計

	地方債計画額	既同意等額 (第1次分+届出 (1月分まで))	同意等額	合計	計画残額	割合
	Α	В	С	D=B+C	E=A-D	D/A
1 通常収支分	(265) 94,981			(137) 111,274		(51.6%) 117.2%
2 東日本大震災分	(1) 13		(0) 7	(0) 17	(1) ▲4	- 132.3%
合 計	(266) 94,994				(129) ▲16,297	

⁽注) 四捨五入の結果、額が合わない場合がある。

⁽注)四捨五入の結果、額が合わない場合がある。 ※※復興事業の地方負担額を対象とするものであり、地方債計画には計上せず、「その他同意等の見込まれる項目」として取り扱っている。

〇 地方債同意等額について(令和5年度 第2次分(補正(第1号)分))

1 通常収支分

						(単位:億円)
	地方債計画額 (追加分)	既同意等額 (届出 (1月分まで))	同意等額	合計	計画残額	割合
	Α	В	С	D=B+C	E=A-D	D/A
一般会計債	1,720	3	632	635	1,152	36.9%
公 共 事 業 等	-	-	_	-	-	_
防災・減災・国土強靱化 緊 急 対 策 事 業	-	-	-	_	-	_
公営住宅建設事業	-	-	_	-	-	_
災害復旧事業	1,459	-	563	563	896	38.6%
教 育 · 福 祉 施 設 等 整 備 事 業	-	1	33	35	▲ 35	皆増
学校教育施設等	-	1	33	35	▲ 35	皆増
社 会 福 祉 施 設	_	_	-	-	_	_
一般廃棄物処理	_	_	_	_	_	_
一般補助施設等	_	_	_	_	_	_
施設(一般財源化分)	_	_	_	_	_	
一般単独事業	_	1	31	32.27	▲ 32	皆増
般	-	_	4	4	A 4	皆増
地域活性化	-	0.3	_	0.3	▲ 0.3	皆増
┃	_	0.1	_	0.1	▲ 0.1	皆増
地 方 道 路 等	-	0.4	19	20	▲ 20	皆増
旧合併特例	-	1	7	8	▲ 8	皆増
□ ■ 緊急防災・減災 ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	_	_	_	-	_	_
公共施設等適正管理	_	_	_	-	_	_
緊急自然災害防止対策	_	_	_	_	_	
緊急浚渫推進	-	_	_	_	_	
脱炭素化推進	-	_	_		-	_
□ 辺地及び過疎対策事業 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	261	_	5	5	256	2.0%
	25	_	0.2		25	0.9%
□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	236		5	5	231	2.1%
行 政 改 革 推 進	_	_	_	_	_	
調整		_	_	_		
公営企業債	1,611	3	314	317	1,294	19.7%
水道事業	801	_	89	89	712	11.1%
工業用水道事業	73	_	7	7	66	9.5%
交 通 事 業	80	_	0.4	0.4	80	0.4%
電気事業・ガス事業	-	-	_	-	-	_
港湾整備事業	-	_	_	-	-	_
病院事業・介護サービス事業	-	-	_	_	_	-
市場事業・と畜場事業	85	_	27	27	58	32.1%
地域開発事業	-	_	_	_	_	
下 水 道 事 業	568	3	190	194	374	34.1%
観光その他事業	4	_	_	_	4	_
(公営企業退職手当債)	-	_	_	_	_	_
臨時財政対策債	-	_	_	_	_	
退職手当債	-	-		_		
補 正 予 算 債	13,614	250	5,075		8,289	39.1%
国の予算等貸付金債	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.0%)
合 計	16,945	256	6,020		10,735	
減収補塡債(5条分)	-	_	_	_	_	_
減収補塡債(特例分)	-	_	_	_	_	
借換債	-	_	_	_	_	
総計	(0)		(0)			
(注)四捨五入の結果、額が合わない場	16,945	256	6,020	6,277	10,735	37.0%

⁽注) 四捨五入の結果、額が合わない場合がある。 ※1 辺地対策事業の令和5年度(補正(第1号)分)の地方債計画額(追加分)のうち20億円は、令和5年度(当初分)の地方債計画額540億円と一体的に運用している。 ※2 過疎対策事業の令和5年度(補正(第1号)分)の地方債計画額(追加分)のうち200億円は、令和5年度(当初分)の地方債計画額5,400億円と一体的に運用している。

2 東日本大震災分

(単位:億円)

						(单位: 18日)
	地方債計画額 (追加分)	既同意等額 (届出 (1月分まで))	同意等額	合計	計画残額	割合
	Α	В	С	D=B+C	E=A-D	D/A
一般会計債	_	-	_	-	1	_
公営住宅建設事業	_	_	_	-	ı	
災害復旧事業	-	_	_	_	_	_
一般補助施設等※※	-	_	_	_	_	
一 般 単 独 事 業	_	_	_	_		ı
公 営 企 業 債	1	1	_	1	1	I
水 道 事 業		_	_			
国の予算等貸付金債		_	_			
総計	(0)	(0) -	(0)	(0) -	(0) -	(0.0%) -

⁽注)四捨五入の結果、額が合わない場合がある。

3 合 計

	地方債計画額	既同意等額	同意等額	合計		
	(追加分)	(届出 (1月分まで))			計画残額	割合
	Α	В	С	D=B+C	E=A-D	D/A
1 通常収支分	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.0%)
通常収文力	16,945	256	6,020	6,277	10,735	37.0%
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.0%)
2 東日本大震災分	_	_	_	-	_	_
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.0%)
合 計	16,945	256	6,020	6,277	10,735	37.0%

⁽注)四捨五入の結果、額が合わない場合がある。

^{※※}復興事業の地方負担額を対象とするものであり、地方債計画には計上せず、「その他同意等の見込まれる項目」として取り扱っている。

〇 地方債同意等額について(令和5年度 第2次分(補正(第1号)分))【補正予算債の内訳のみ】

<u>1 通常収支分</u>

(単位:億円)

						(単位:億円)
	地方債計画額 (追加分)	既同意等額 (届出	同意等額	合計	計画残額	割合
	A	(1月分まで)) B	С	D=B+C	E=A-D	D/A
一般会計債	(13,614)	(250)	(5,075)	(5,325)	(8,289)	(39.1%)
公 共 事 業 等	(1,981)	(51)	(1,160)	(1,211)	(770)	(61.1%)
防災・減災・国土強靱化 緊 急 対 策 事 業	(8,142)	(200)	(3,811)	(4,010)	(4,132)	(49.3%)
公営住宅建設事業	-	-	_	_	(0)	_
災害復旧事業	-	_	_	_	_	_
教育·福祉施設等整備事業	(3,443)	-	(101)	(101)	(3,342)	(2.9%)
学校教育施設等	(2,050)	_	(32)	(32)	(2,018)	(1.5%)
社会福祉施設	(52)	_	(10)	(10)	(42)	(19.1%)
一般廃棄物処理	(791)	_	_	_	(791)	_
一般補助施設等	(550)	_	(59)	(59)	(491)	(10.8%)
施設(一般財源化分)	- (40)	_	-	(2.2.1)	- (45)	- (0.40)
一般単独事業	(48)	_	(3)		(45)	(6.1%)
┃	(47)		(3)		(44)	(6.2%)
地域活性化 防災対策	(1)				(1)	
地 方 道 路 等						
旧合併特例		_	_			
	_	_	_	_	_	_
公共施設等適正管理	_	_	_	_	_	_
緊急自然災害防止対策	_	_	_	_	_	_
緊急浚渫推進	-	_	_	_	_	_
脱炭素化推進	-	-	_	-	_	_
辺地及び過疎対策事業	-	_	_	_	_	_
辺 地 対 策	-	-	_	-	_	_
過疎対策	_	-	_	-	-	_
公共用地先行取得等事業	-	_	-	-	_	_
行政改革推進	-	_	_	_	_	
調整	-	_	_	-	_	_
公営企業債	-	-	-	-	-	_
水 道 事 業 工 業 用 水 道 事 業				_	_	
文 通 事 業						
電気事業・ガス事業	_		_	_		
港湾整備事業	_	_	_	_	_	
病院事業・介護サービス事業	-	-	-	_	_	
市場事業・と畜場事業	-	_	_	-	_	_
地域開発事業	_	_	_	_	_	_
下 水 道 事 業	-	-	_	_	_	_
観光その他事業	-	_	-	-	_	_
(公営企業退職手当債)	-	_	_		_	_
臨時 財政対策債	-	_	_	_	_	_
退職手当債	-	_	_	_	_	_
補正予算債	-	_	_	_	_	_
国の予算等貸付金債	_	_	_	_	_	_
숨 計	(13,614)	(250)	(5,075)	(5,325)	(8,289)	(39.1%)
減収補塡債(5条分)	-	_	_	_	_	_
減収補塡債(特例分)	-	_	_	_	_	_
借換債	_	_	_	_	_	_
総計	(13,614)	– (250)	- (5,075)	(5,3 2 5)	(8,289)	(39.1%)
(注) 四捨五入の結果、額が合わない	場合がある。					

2 東日本大震災分

(単位:億円)

						(辛四.
	地方債計画額	既同意等額	同意等額	合計	ᅴᅲᅷᄧ	thu A
	(追加分)	(届出 (1月分まで))			計画残額	割合
	Α	В	С	D=B+C	E=A-D	D/A
一般会計債	_	1	_	1	1	_
公営住宅建設事業	_	_	-	_	_	-
災害復旧事業	_	_	-	_	_	_
一般補助施設等※※	_	_	_	_	_	_
一般 単独 事業	_	_	_			-
公 営 企 業 債	_	1	1	1	1	_
水 道 事 業	_	_	_	_	_	_
国の予算等貸付金債	_	-	_	1	-	
総計	-	_	1	-	-	_
	_	_	_		_	

⁽注)四捨五入の結果、額が合わない場合がある。

3 合 計

	地方債計画額 (追加分)	既同意等額 (届出 (1月分まで))	同意等額	合計	計画残額	割合
	Α	В	С	D=B+C	E=A-D	D/A
1 通常収支分	- (13,614)	- (250)	- (5,075)	- (5,325)	- (8,289)	– (39.1%)
2 東日本大震災分	-	-	-	-	-	
合 計	(13,614)	– (250)	- (5,075)	- (5,325)	- (8,289)	– (39.1%)

⁽注)四捨五入の結果、額が合わない場合がある。

^{※※}復興事業の地方負担額を対象とするものであり、地方債計画には計上せず、「その他同意等の見込まれる項目」として取り扱っている。